

令和2年12月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和2年12月10日（木） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 陳情第 10号 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書
- 日程第 2 陳情第 11号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書
- 日程第 3 陳情第 12号 最低制限価格の設定に関する陳情書
- 日程第 4 陳情第 13号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書
- 日程第 5 陳情第 14号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第 6 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 7 発議第 2号 坂戸橋の保全に関する意見書の提出について
- 日程第 8 発議第 3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 4号 すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書の提出について
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
 2番 飯島寛
 3番 松澤文昭
 4番 大原孝芳
 5番 松村利宏
 6番 中塚礼次郎
 7番 桂川雅信
 8番 柳生仁
 9番 鈴木絹子
 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|--------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 地域政策課長 | 松村恵介 | 保健福祉課長 | 菅沼元臣 |
| 産業振興課長 | 宮崎朋実 | 建設環境課長 | 小林好彦 |
| 環境水道室長 | 松澤広志 | 教育次長 | 桃澤清隆 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井原伸子
 書記 座光寺てるこ

令和2年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年12月10日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員 (松澤 文昭) 12月4日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書の採択を求める陳情について、12月8日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、医療崩壊などが取り沙汰され、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題がクローズアップされました、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るため、新たなウイルス感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも医療、介護、福祉、そして公衆衛生政策の拡充は喫緊の課題ですということで、記としまして、1 今後も発生が予想される新たな感染症対策などの事態にも対応できるよう医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと、2 公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること、3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること、4 保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること、ウイルス研究、検査・検疫体制などの強化、拡充をすること、5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること、という内容でした。

審査の結果は、全員の賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「新型コロナウイルス感染症拡大下においても国は経済拡大との両立を模索している。まずは新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、医療崩壊を食い止める対策が必要である。」「多くの団体が陳情書の提出に賛同している。それだけ医療崩壊が現実のものとなっており、早急な対策が必要である。」「全国では看護師不足の解消を図るために自衛隊への緊急支援要請が行われている。早急な対策をしないと医療崩壊につながってしまう。」「地域の声が反映された公立・公的病

院の統合再編や地域医療構想の見直しが必要である。」「保健所の機能が半減している現状を踏まえ、地域公衆衛生施策の拡充が必要である。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 私は、陳情第10号に賛成の立場で発言いたします。

新型コロナウイルス感染症が全国に蔓延して私たち多くの国民が気づいたことがあります。

それは、国の経済を支えているのは人であり、その人を支えているのは医療であるという厳然たる事実です。感染症対策と経済をあたかも滞留させて考えているような論調がかつてはありましたが、人命と人々の健康を守ってこそその経済再生であることは誰の目にも明らかになってきています。国の全ての力を国民の健康を守ることに注ぎ込み、そのことによって経済再生への道を切り開かねばならないのであります。

では、なぜ今のような医療崩壊が叫ばれるようになったのか。そのこともしっかりと私たちは今後のために考えておく必要があります。

皆さんは、今年の春先に長野県が保健師の募集をしていたことを御存じだと思います。新型コロナの県外での感染拡大で保健所機能が麻痺するのではないかとと思われるほど事態は緊迫しておりましたが、なぜこんなことになったのか。

保健所が大幅に削減される契機となったのは1994年の保健所法の全面改悪で始まったもので、法の名称も地域保健法と変わりました。この地域保健法では、第5条で都道府県の保健所は医療法の2次医療圏などを参考に所管区域を設定することとしました。これは、当時の保健所区域より広い2次医療圏などに担当区域を合わせ、広域化して統廃合を進めさせるものでした。この法により、92年に852か所あった保健所は、2019年——昨年ですが、2019年に472か所に減少しています。職員総数も3万4,000人から約2万8,000人に減り、中でも医師の数は4割以上の削減をされています。保健所長は原則医師とされていますが、医師が確保できず1人の医師が複数の所長を兼ねる保健所も18年10月の時点で全国に55件110か所あります。保健所は憲法25条が国に義務づけた公衆衛生の向上及び増進を担う機関とされ、設置・運営費に国が補助しています。これを削減するのが保健所統廃合の狙いで、自治体は財政的裏づけもなく保健所業務の一部を肩代わりさせられてきました。保健所にも新業務が追加され、少ない人員で広い地域を担当し、住民密着の業務は困難になってきていたのです。

長野県でも11の保健所で平成2年には546名だった職員が昨年度は半分近い296名と激減しています。

保健所をめぐる一番の問題は、やはり人手不足です。新型コロナウイルスで公衆衛生の要である保健所の業務が激増しています。際限なく押し寄せる業務に、現場からはいつまでこの状況が続くのかと悲鳴が上がっています。

政府は、新型コロナ相談窓口を各保健所に設置された帰国者・接触者相談センターに一本化、感染を判定するPCR検査の実施の判断も保健所に委ねてきました。しかし、保健所では、受付時間と同時に電話が鳴りっぱなしになる、帰国者・接触者相談センターといっても特別な部署があるわけではなく、保健所全体で相談に当たっている、それでも1日の相談件数が100件を超えると仕事にならないと言われてきました。受付が終わる夕方から残業、感染症の担当者は業務用の携帯電話を持ち帰り夜間も県のコールセンターや病院、救急の問合せに対応しているという事態も発生し、感染症対策の要である保健所職員が疲労のため職場から離脱するというケースもあるといわれています。

全国知事会は平成30年7月に健康立国宣言を決議していますが、全国知事会は社会に活力をもたらす健康立国宣言と述べています。

陳情書では、社会保障に関わる国民負担の軽減を求めています。これと関連して、全国知事会は、医療保険制度の間の公平と子育て支援の観点から均等割保険料の軽減措置の導入について国の責任と負担による見直しをすることや国定率負担の引上げ等、様々な財政支援の方策を講じるよう、毎年、提言で強く求めています。

国民の健康と医療が危機的状況下にあるこのような時期こそ、実態としての医療への救済を行うべきであることを述べて、私の賛成討論を終わります。

○議長 ほかにも討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これにて討論を終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2 陳情第11号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 (柳生 仁) 12月4日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情受理番号11、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書。

12月8日、役場第1委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査いたしました。

審査の結果、全員の賛成で採択すべきものと決しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

安全・安心な社会インフラの確保のために、建築物の設計、工事監理業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い新しい基準、告示第98号に準拠して改定された官庁施設の設計業務等積算要領に基づく算定が行われるよう陳情いたします。

建築設計・工事監理業務報酬の告示。

建築物の設計、工事監理に関する業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき建築主と建築士事務所が設計、工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法等を国土交通省大臣が告示で示したものです。

適正な建築設計、工事監理による建築物の安全性の確保。

国民の生命、財産を確実に守るため、建築物の安全性の確保と質の向上を図ることが一層求められています。設計、工事監理の適切かつ円滑な実施が求められています。

働き方改革と後継者の育成。

政府の方針の働き方改革にある長時間労働の改善、構造設計、機械節義、電気設備の設計者の高齢化の問題解決として後継者の育成が喫緊の課題です。このことは設計事務所の経営が安定しないと解決できません。

大臣告示第98号 努力義務。

さらに、平成27年6月に施行された改正建築士法第22号3の4では、建築設計・工事監理契約を締結しようとする者は国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約を締結するよう努めなければならないとする規定が設けられました。

新しい積算要領に基づく設計料の算定。

つきましては、新しい業務報酬の意義を十分理解され、その実効性を高めるためにも、地方自治体における公共建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、官庁施設の設計業務等積算基準、平成31年1月改正版及び積算要領、平成31年1月改定版に基づく設計・監理料の算定をしていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたしました。

審査の結果、全員の賛成で採択となりました。

出された意見は次のとおりです。

初めに、この審査につきましては、平成26年3月における類似した陳情審査を基に採択の判断をいたしました。

質疑では、「議会はどのように関わるのか。建築設計の自治体との関わりが分かりにくい。」ということで、このことにつきましては議会事務局より「村には意見書は出せない。」との説明がありました。

「この主張は毎年出てくる。地方公共団体で何ができるかではない。設計、監理は基準がある。」「国の基準を遵守してほしい。」などの質疑がありました。

賛成討論で、「考え方は理解できる。賛成したい。」「国で定めた単価がある。それに沿ってほしい。採択していただきたい。」などであります。

慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず、反対者の討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に賛成者の討論を行います。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、陳情第 11 号について賛成の立場から意見を 2 つ申し述べたいと思います。
議員必携によると、陳情は、特定の事項についての利害関係を有する住民は、官公庁にその実情を訴え、当局の適正な措置を要望する行為とされておりますが、これまでに何度か同様の団体から提出された陳情は、いずれも現状を述べたものであったり国の基準の徹底を述べたもので、議会としての役割を果たすように要望したものではありません。議会でこのような陳情に対して審議に至りませんで終わるのは簡単ですが、議員必携にも誠実に処理をすることが望ましいと書いてあり、今後のことでもありますので、今後、もし陳情者が議会に行動してほしいと思われるような事例があるのであれば、具体的な事例を挙げて措置を要望するものにしていただきたい旨の内容を陳情者に報告してはどうかと思います。
第 2 点目ですが、議会として陳情者が示すような調査、計画、設計などのコンサルティング業務に関する行政側の執行が適切なものになっているのかどうかを常にチェックする必要があるという点であります。
最近はなくなりましたが、半世紀以上前は、土木工事の執行も行政の予算の範囲内で終わらせるようにすることがしばしば行われ、国の標準歩掛かりにのっとりた執行を何度も国から指示を受けた時期もありました。今では、例えば 1,000 万円の工事を 800 万円値引きして発注するようなことは全国どこでも行われていないでしょうけれども、殊に設計業務に関しては適正な価格で執行されているのか怪しいところがあるのではないのでしょうか。陳情者はそのことを述べているのだと私は思います。
土木、建築だけでなく、全ての調査、計画、設計に関わるコンサルティング業務は、直接的に構造物が見えるわけではないため、コンサルタント費用が常に意図的に抑制されてきた経過があり、国がこれらの事態を重く適正な価格で調査・計画・設計業務を執行するように標準歩掛かりや積算要領を策定してきました。
建設工事では現場管理費や一般管理費といった企業の経費に関わる部分は当然のように認められてきましたが、コンサルタント業務での諸経費や技術料を認めない風潮は早期に改める必要があります。
コンサルタント業務は知識と技術力を持った人が資源であって、その資源を適切に

活用することが行政の仕事であります。予算が少ないからといって技術力を買いたたくような姿勢は、コンサルタント業務の経営や技術者の育成を困難に落とし込むだけでなく、技術者の信頼も得ることができず、決してよい結果を生みません。
適正な価格で事業を執行することは、行政内部での不祥事を防ぐ上でも重要なポイントと考えます。建築物の設計は、改築も含めて、国の示す設計委託の積算要領そのものが複雑なものであることは事実ですが、だからといって予算に見合った見積りを取って済ませてしまうような手法は地域に必要な事業者を育てることにはなりません。
具体的な事例は、陳情者が提出していない以上、申し上げますが、議会としてもこのような目で行政の予算執行もチェックするべきと思ひ、一言、賛成意見として申し上げます。
以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第 11 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
日程第 3 陳情第 12 号 最低制限価格の設定に関する陳情書を議題とします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
○総務経済院長 (柳生 仁) 12 月 4 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました受理番号 12、最低制限価格の設定に関する陳情書。
12 月 8 日、役場第 1 委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査いたしました。
審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。
陳情の趣旨は次のとおりです。
建築物の設計・工事監理業務等を入札により発注する場合には、最低制限価格の設定をお願いいたします。
また、最低制限価格の設定につきましては、発注予定額の 90%以上に設定していただきますよう、併せて陳情いたします。
構造計算書偽装問題を踏まえ、平成 18 年 8 月に社会資本整備審議会において建築物の安全性確保のための建築行政のあり方についてが答申され、平成 21 年 1 月に定められた報酬基準の国土交通省告示第 15 号が、さらに改正され平成 31 年 1 月に告示第 98 号を公布、施行しました。

適正な報酬の確保による次世代設計者の育成。

次世代の技術者の不足は、このままの状態が続けば非常に深刻な問題になることは必須です。適正な報酬による設計監理業務を実施しなければ、若手技術者を育成することはできません。

工事監理ガイドラインに沿った監理。

建築物の安全性確保と質の向上を図るのに伴い設計業務量が大幅に増えることとされ、それまでの監理者によりまちまちであった工事監理も工事監理ガイドラインにより例規されました。しかし、このことを熟知しない建築士事務所が低価格で応札し、結果、正当な業務が遂行できなかった事例も起きています。

最低制限価格の設定。

長野県では、平成 21 年 10 月 1 日より委託業務に係る入札制度を見直し、失格基準価格を設定しています。多くの県内市町村でも最低制限価格を設定しています。

貴自治体におかれましても御理解いただき、建築物の設計・工事監理業務を入札により発注する場合は最低制限価格の設定をお願いするとともに、その積算根拠の明示された発注予定額の 90%以上に設定していただくよう陳情いたします。

出された意見は次のとおりです。

質疑で、「発注予定額の 90%とは何か。」っていうことでありますけども「90%の根拠は県で決まっている。」とのこと。

討論はありません。

審査の結果、全員の賛成で採択となりました。

以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第 12 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 4 陳情第 13 号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書を議題とします。

○総務経済委員長

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

(柳生 仁) 12 月 4 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情受理番号 13、耐震診断・耐震改修に関する陳情書。

12 月 8 日役場第 1 委員会室において、委員全員の出席の下、慎重に審査いたしました。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

耐震診断業務の発注に際しては、建築法の規定に基づき国土交通省大臣が定めた業務報酬基準告示第 670 号に準拠した契約が行われるよう陳情いたします。

また、新たに示された告示第 98 号に基づく官庁施設の設計業務等積算基準、平成 31 年 1 月改訂版及び積算要領、平成 31 年 1 月改訂版による改修工事の業務報酬の算定を陳情いたします。

長野県では、長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）を策定し、令和 2 年度までに住宅、特定建築物等の建築物の耐震化率の目標を 90%95%と設定し、建築物の耐震化を図られるよう取り組んでいます。

平成 25 年 5 月には、東日本大震災等を踏まえて建築物の耐震化の取組を一層促進するため耐震改修促進法が改正されたところです。

これらに鑑みて以下の取組が必要とされています。

特定建築物等の耐震診断と耐震改修。

多数の者が利用する一定規模以上の建築物や避難路沿道の地震により道路を閉塞させるおそれのある建築物で耐震性が確保されていないものについては、多数の方が被災されることを防ぎ、災害時の応急活動等を円滑にするため、早急に耐震化する必要があります。

公共建築物耐震診断と耐震改修。

地震災害時に避難施設となる学校、病院などの公共建築物は、特に耐震化が必要です。

熊本地震を考えると、近い将来、いつ大地震が発生してもおかしくない状況となっています。

貴自治体においても、特定建築物や公共建築物の耐震診断と耐震改修の見直しと一層の推進をしていただきますよう陳情いたします。

改修工事設計の設計料の算定について。

改修工事の設計料の算定については、官庁施設の設計業務等積算要領が改訂され、従前より簡易に算定できるようになりました。この要領では、建築確認申請は不要、既存図面の貸与が基本条件となります。条件と異なる場合は追加業務となります。同時に、基本設計に関わる部分、既存調査、積算等が必要な場合も追加業務となります。

今後増えていくであろう改修工事の設計監理につきましても要領に基づく適正な価格の算定を陳情いたします。

特に質疑、討論はありません。

以上、慎重な御審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、陳情第 13 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 5 陳情第 14 号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (松澤 文昭) 12 月 4 日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第 14 号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、12 月 8 日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、医療機関では入院、外来ともに患者の著しい減少が見られ、介護事業所でも利用を控える人が増えています。こうしたことから全国の多くの医療機関、介護事業所において 3 月以降大幅な減収となり、結果として利益率の悪化が継続しています。この間、各医療関係団体等から減収に対する財政支援を求めています。コロナ感染症の治療に対する報酬が手厚くなったものの、いまだに多くの医療機関、介護事業所が切望する支援は実施されていません。医療・介護崩壊を食い止め最前線で国民の命と健康を守るために奮闘している医療・介護従事者を支援するために国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。ということで、記ということで、1 国に対して全ての医療機関、介護事業所への緊急財政支援を求める意見書を提出してくださいという内容でした。

審査の結果は、全員の賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「介護事業所の倒産が過去最大となっている。こ

の現状を打破するために早急な対策が必要である。」「全ての医療機関の経営状況が悪化しており、緊急財政支援が必要である。」「新型コロナ感染症患者の受入れを行っている病院の経営状況が逼迫している。早急な支援策が必要である。」「医療従事者の過重労働、精神的な苦痛が顕著になっている。国の財政支援により医療従事者の待遇改善が必要である。」「民間企業であれば、需要が増加し作業量が増えれば待遇改善が実施される。国が財政支援を行い、医療従事者への待遇改善を積極的に図るべきである。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 陳情第 14 号への賛成の立場で討論に参加いたします。

この陳情の趣旨は、新型コロナウイルスの感染症の拡大が続く中で深刻な事態に陥っている医療、介護の現場を早期に救済すべきとの内容です。

先ほどの陳情の賛成討論で私は医療は国民の健康を守るとりでと述べました。そのとりでを守るのは国の仕事であり、本来、国が持つ富を最大限に傾注して守るべきとりです。なぜなら、それが次の経済再生に直結するからです。今、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、全国各地で医療崩壊の危機が進んでいます。多くの国民、中小零細企業者からは、年を越せないという悲鳴が上がっています。

政府が昨日発表した追加経済対策では、直接の新型コロナ対応を行う医療機関向けの緊急包括支援交付金を拡充することとしていますが、同交付金の交付自体が、現在、いまだに遅れており、多くの医療機関が既に借金漬けだと悲鳴を上げています。

本日の信濃毎日新聞「社説」では、追加経済対策について「経済を優先させるあまり、迅速性を求められる足元の感染防止がおろそかになるのは本末転倒だ。」と指摘しており、まさにそのとおりです。

新型コロナウイルス感染者の受入れをしている病院が経営難に陥って医療従事者の一時金を減額するなど、こちらも本末転倒の姿が全国に広がっています。

最も必要とされている医療従事者自身が離職するケースが増えているとも伝えられ、医療機関の経営状態は深刻さを増しています。

介護事業所に関して言えば、東京商工リサーチによれば 2020 年の老人福祉・介護事業の倒産件数が 12 月 2 日時点で昨年までの年間最高 111 件を上回り、休業業、解散も過去最多となる見込みで、倒産と合わせて初めて 600 件を超える可能性が高まったと述べています。

一方で、2019 年度賃金構造基本統計調査によれば、介護職員の賃金はとても低くて

全国平均で月 24 万 4,500 円、全産業では平均 33 万 8,000 円と、9 万円以上の差があります。

北信の介護事業所ではクラスターが発生して事業所自体を閉鎖したところもあります。

要介護者を抱える家族にとって介護施設は生活のとりでです。家族を介護施設によって介護してもらえることで安心して仕事に関われる方もたくさんおり、まさに日本経済の基盤を支える施設の 1 つであります。

日本経済の再生のためには、人々がまず生産現場に安心して復帰できる条件を整えることが最優先課題であり、医療機関、介護施設への緊急財政支援は待ったなしの状況であることを訴えて、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第 14 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
日程第 6 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読しまして説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急生等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

6、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策終了後も制度の拡充等を行い、国土強靱化等のための予算を 5 か年以上別枠で確保するとともに、防災・減災に係る事業は、地域の実情を踏まえ、要件の緩和を行うこと。

7、迅速かつ円滑な災害復旧の実施や地方公共団体に対する人的・技術的支援を継続的に行うため、地方整備局の人員、体制等を拡充、強化すること。

以上、審議をよろしく願います。

○議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。
日程第 7 発議第 2 号 坂戸橋の保全に関する意見書の提出について

を議題とします。
朗読願います。
朗読

○事務局長

○議 長 趣旨説明を求めます。
○5 番 (松村 利宏) 案文を朗読して説明といたします。

坂戸橋の保全に関する意見書

中川村に昭和7年竣工した坂戸橋は、本年10月16日の文化審議会において重要文化財に指定するよう答申が行われました。

この坂戸橋は山間部の自動車交通の改善を目的として長野県土木課の設計、直営工事により竣工したもので、戦前期の道路橋として現存最大で、昭和前期における我が国道路橋の技術的達成度を示すものとして重要文化財の指定を受けることとなりました。

この坂戸橋は昨年末に左岸側に損傷が見つかり、その後は道路橋全体の補修計画が進められていますが、その間に右岸側にも損傷が広がっております。

また、最近の調査ではアーチ部本体にも多くの亀裂が見られており、繰り返し荷重や経年劣化による疲労破壊が発生している可能性も否定できません。

坂戸橋は、長く後世に残さねばならない貴重な遺産です。

伊那建設事務所では、これまでも2トン車以上の橋の通行禁止や徐行の看板等を設置していただいておりますが、これらを無視した大型車両が毎日のように、かなりの台数が通行しています。

中川村では、このような状況を問題視する声も上がっており、行政と住民による大型車の交通指導を可能とする法的な根拠も求められております。

つきましては、下記事項について要望いたします。

記

1、道路法等の法的根拠に基づき車両の重量規制及び速度規制を行ってください。

特に、坂戸橋設計当時は繰り返し荷重による疲労破壊と経年劣化に関する知見や基準を有していない状況下で建設されたものであることや坂戸橋施工時のコンクリート性状を考慮して検討を行ってください。

2、設置されている「2トン車以上の通行禁止」「徐行」の看板に「長野県伊那建設事務所」と「駒ヶ根警察署」の表示をしてください。

3、法的規制を行った後には、法に基づき重量規制、速度規制の道路標識を設置してください。

以上、慎重な審議をお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、この意見書に賛成する立場から意見を申し上げます。
当初、この意見書の草案の作成に関わった立場から、2つ意見を申し述べます。

実は、この意見書に至る前に議会の中での議論も行われまして、2つ修正しております。

1つは、「道路法等」という形で1番目に書いてありますが、当初は道路法の条文を記載しておりましたけれども、道路法の条文にこだわらないことを明らかにするために「道路法等」と修正いたしました。

2番目に、当初は補修工事の開始までにこの手続をやっていただきたいということを書いておりましたけれども、村での対応が村長から示されておりますので、これは削除し、今後の工事中を含めた県の対応を要望することにいたしました。

以上でこの意見書の賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○6 番 (中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療、介護、福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り僅か20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症との闘いは短い間隔で求められ、この後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動の影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡大は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請します。

記

- 1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- 2、公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- 3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること。
- 4、保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化、拡充すること。
- 5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、慎重に御審議をよろしく願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第4号 すべての医療機関、介護事業所への緊急財政支援を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (桂川 雅信) 案文を朗読して提案に代えます。

すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、医療・介護従事者は自らのリスクと闘いながら、住民の生命と健康を守るために日々休むことなく奮闘しています。

医療機関では、入院、外来ともに患者の著しい減少が見られ、介護事業所でも利用を控える人が増えています。また、感染を引き起こさないための経費も増大しています。こうしたことから、全国の多くの医療機関、介護事業所において3月以降、大幅減収となり、結果として利益率の悪化が継続しています。

とりわけ重症者を受け入れている医療機関における逼迫した状況が報道等で取り上げられています。医療や介護を支えているのは、全ての病院、診療所、歯科、介護事業所、保険薬局などです。

この間、各医療関係団体等から減収に対する財政支援を求めています。コロナ感の治療に対する報酬が手厚くなったものの、いまだ多くの医療機関、介護事業所が切望している減収に対する支援は実施されていません。

仮に事業収入が平時の状態に戻ったとしても、医療、介護事業所の自助努力では今般のコロナ禍による減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能です。

先般実施された医療機関に対する緊急融資は、資金繰りにおける一時しのぎであり、医療機関に新たな借金による負担を負わせ、経営破綻を先延ばししたに過ぎません。

今、経営破綻による医療・介護崩壊が目前に迫っており、残された時間はありません。このまま事態を看過するならば、雪崩的な医療・介護崩壊が起こり、次なる拡大の波は乗り越えることができません。医療・介護崩壊を食い止め、最前線で国民の命と健康を守るため奮闘している医療・介護従事者を支援するために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。

以上のことから以下の事項について要望します。

記

- 1、国において全ての医療機関、介護事業所への大幅な緊急財政支援を行うこと。

以上、慎重な御審議をお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 12月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶をいたします。

本議会に提出をいたしました8件の議案、全て可決をいただきました。改めてお礼申し上げます。

お認めいただきました一般会計補正予算に関しての支出でございますが、新型コロナウイルス抗原検査費用助成は、中川村新型コロナウイルス抗原検査等補助金交付要綱を新設し、医療機関、介護施設等に補助制度を連絡し、検査を受けていただくよう手配済みであります。

また、県外で勉学中の学生の皆さんにも学生応援の村産品と一緒に通知いたします。

新成人の皆さんには、実行委員会を通じて全員に連絡を終えております。

全議員の皆様から一般質問をいただきました。

坂戸橋の重要文化財指定に伴い、村にある文化財遺産等を案内できるガイドの方々の組織化を教育委員会と連携して行うこと、防災士の計画的育成と防災士同士の連絡会の立ち上げ、現在加入取りまとめ中の農業共済収入保険制度の加入促進、赤ちゃん駅として利用できる村内の公共施設等の表示とともに、子育てマップの情報誌への掲載やウェブ上でも情報提供できるように改良することなど、答弁申し上げたすぐに行うことは、早速取りかかってまいります。

ただいま坂戸橋の保全に関する意見書が議員発議で採択されたことにつきまして、これは村民の思いを代弁するものであり、県に保全要請を行ってまいります私ども行政の力強い後押しとなるものでありまして、誠に心強く感じております。

過疎対策事業債の来年度以降の見直しに対しての御質問をいただきました。過疎地域自立促進法に規定する過疎地域は、人口の減少率、財政力指数から判断するものとして、基準年の取り方で人口減少率が大きく変わるため、実際にどうなるかは流動的であるとお答えをいたしました。

12月8日の朝刊各紙では、自民党内で検討されている新たな法案の概要が明らかになった旨の報道が相次いであります。1つは、人口減少率をはかる基準年を1975年、昭和50年すること、これにより自治体数で120前後の市町村が卒業との予想が、これが数では減少すること、2つは、現行法では、卒業自治体には5年間の経過措置が講じられているものの、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、新法では5年を6年に延長することと、数値は不明でございますが、財政力が一定以下の自治体につきましては7年間とすること、これが議員立法として提案される自民党案の核心部分でございます。

来年度当初、卒業か継続か判明するものと思われませんが、過疎指定継続、あるいは卒業後の村づくりのため、過疎計画を立て、年次計画を見直し、再構築していくことが求められると考えております。

8日、政府は令和2年度第3次補正予算と令和3年度にまたがります補正予算の概要を発表いたしました。新型コロナウイルス対策は、感染症拡大防止を柱にしつつも、経済活動も維持し引き上げていくという2つの方向を追求するものとなっております。地方創生臨時交付金も1兆5,000億円程度の支出となっているようでありまして、交付金の配分額、対象事業は不明でありますけれども、村に配分されましたら、現在の支出額等を勘案しながら事業費を推計し、補正予算化を図り、議会に御検討願うこととなりますので、よろしく願いをいたします。

今年も残すところ3週間ほどになりました。温暖化しているとはいえ、年末以後、厳しく冷え込むのが伊那地方の特徴であります。コロナ禍にあっても一年間のまとめとしての師走を過ごしていきたいというふうに考えるものであります。

議員各位におかれましても健康に留意され新年を迎えていただきますようお願いをいたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上で令和2年12月中川村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時16分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____